



一般社団法人 住宅あんしん検査



「補修箇所の案内」発行サービス利用規約

(2018年3月1日版)

「補修箇所の案内」発行サービス利用規約

1. 住宅あんしん検査は、建物状況調査業務委託契約約款に規定する調査の結果、劣化事象等があることを確認した場合は、依頼者に対して、建物状況調査業務委託契約約款第4条（調査結果の報告）第1項に規定する「建物状況調査報告書」に加えて、「補修箇所の案内」を交付します。
2. 前項の「補修箇所の案内」は、住宅あんしん検査の既存住宅個人間売買瑕疵保証の引受けに必要な最低限度の是正内容の目安をご案内するものであって、是正工事により次に掲げる効果があることを案内するものではありません。
 - ① 対象住宅の瑕疵および劣化事象等がなくなること
 - ② 対象住宅が建築基準関係法令等に適合すること
 - ③ 対象住宅が、既存住宅個人間売買瑕疵保証の対象となること
3. この利用規約に定めのない事項については、建物状況調査業務委託契約約款の定めに従います。

（ご連絡先）



一般社団法人 住宅あんしん検査

一級建築士事務所（東京都知事登録第 62105 号）

所在地：東京都中央区京橋 1-6-1 三井住友海上テプコビル 6 階

電話番号：03-6824-9444（受付時間：月～金 9：00～17：30）

メールアドレス

JAK-T-630-1803-1